

船橋市親・子世帯近居同居支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、親世帯と子世帯が近居又は同居をするために要する費用を助成することにより、多世代が地域の中で交流し、安心して暮らすことができる環境の構築を支援することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 近居 親世帯と子世帯が同一の小学校区内又は直線距離が1.2キロメートル以内に居住することをいう。ただし、同居を除く。
- (2) 同居 親世帯と子世帯が市内において同一の住宅に居住することをいう。
- (3) 子世帯 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子ども（出産予定の子どもを含む。）とその親を含む世帯員で構成される世帯をいう。
- (4) 親世帯 子世帯の世帯主又はその配偶者のいずれかの親が含まれる世帯をいう。
- (5) 併用住宅 店舗、事務所、賃貸住宅その他の事業の用に供する部分と自己の居住の用に供する部分があり、それらが一体として利用される建築物であって、当該自己の居住の用に供する部分が当該建築物の延べ床面積の2分の1以上であるものをいう。
- (6) 民間賃貸住宅 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第2条に規定する公的賃貸住宅、社宅、従業員寮その他企業の福利厚生を目的とする住宅以外の賃貸住宅をいう。ただし、親世帯及び子世帯の世帯員の親族が所有するものを除く。
- (7) 最低居住面積水準 別表に定める基準。
- (8) 誘導居住面積水準 別表に定める基準。
- (9) 中古住宅 過去に個人の名義により1年以上所有している住宅をいう。

(助成対象者)

第3条 助成の対象となる者は、市内において親世帯と子世帯が近居又は同居をする目的で平成30年4月1日以降に住宅を新たに建築し、若しくは購入した者又は平成30年12月1日以降に民間賃貸住宅の賃貸借契約を締結した者で、次に掲げる全ての要件に該当するものとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 親世帯又は子世帯が第6条の規定による申請をする日の時点において、1年以上市

内に住所を有し、かつ、住民基本台帳に記録されていること

- (2) 転居後の住所が、住民基本台帳に記録されていること
- (3) 親世帯と子世帯の世帯全員が市税を滞納していないこと

2 前項の規定にかかわらず、次に該当する者は、助成の対象としないものとする。

- (1) 住宅を新たに建築し、若しくは購入し、又は民間賃貸住宅の賃貸借契約を締結する前から既に近居をしていた者又は同居をしていた者。ただし、近居をしていた者が同居をする目的で住宅を新たに建築し、若しくは購入し、又は民間賃貸住宅の賃貸借契約を締結する場合を除く。
- (2) この要綱による助成を過去に受けている者
- (3) 船橋市高齢者住み替え支援事業に係る補助金の交付を受けている者
- (4) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する保護を受けている者
- (5) 親世帯と子世帯のいずれかに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員がいる者

3 第6条に規定する助成金の交付の申請を行うことができる者は、前2項の要件を満たす者であり、次条に規定する助成対象住宅の所有者又は世帯主若しくはその配偶者とする。

（助成対象住宅）

第4条 前条に規定する助成対象者が、この要綱により助成を受けるためには、次に掲げる住宅の要件を備えなければならない。

- (1) 市内に建築された住宅であること
- (2) 第6条に規定する申請者自らが居住する住宅であること
- (3) 建築基準法（昭和25年法律第201号）その他関係法令の基準に適合する住宅であること
- (4) 当該住宅の延床面積のうち、自己の居住の用に供する面積が1/2以上あること
- (5) 次のイ又はロに定める行為が、平成30年12月1日から平成31年11月末日までに行われていること。

イ 新たに住宅を建築し、又は購入する場合 所有権保存登記又は所有権移転登記

ロ 民間賃貸住宅の賃貸借契約を締結する場合 賃貸借契約の締結

- (6) 当該住宅が最低居住面積水準を満たすこと
- (7) 昭和56年6月1日以降に工事に着手した住宅であること。ただし、昭和56年5

月31日以前に工事に着手された住宅であっても、新耐震基準等を満たしていると認められる場合にあってはこの限りでない。

(助成金)

第5条 助成金は、新たに住宅を建築し、又は購入する場合にあっては10万円。民間賃貸住宅の賃貸借契約を締結する場合にあっては5万円を交付するものとする。ただし、子世帯が転居し、次に掲げる要件を満たす場合にあっては、一つの要件につき5万円を上乗せして交付する。

イ 子世帯が居住する住宅が誘導居住面積水準を満たす場合

ロ 子世帯が売買契約により取得した中古住宅に居住する場合

(助成金の交付の申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、申請年度の12月28日（その日が船橋市の休日を定める条例（平成元年条例第12号）第1条第1項に規定する市の休日に当たる場合は、市の休日の翌日）までに、船橋市親・子世帯近居同居支援事業助成金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 親世帯の世帯全員の住民票の写し
- (2) 子世帯の世帯全員の住民票の写し
- (3) 申請者との親子の関係が証明できる戸籍全部事項証明書等
- (4) 子世帯が子どもを出産予定である場合にあっては、母子健康手帳の写し
- (5) 市税納付確認同意書（第2号様式）
- (6) 新たに住宅を建築し、又は購入する場合、建物の登記全部事項証明書
- (7) 新たに住宅を建築し、又は購入する場合、建築基準法に適合することを証する書類
- (8) 中古住宅の取得にあっては、売買契約書
- (9) 民間賃貸住宅の賃貸借契約を締結する場合にあっては、賃貸借契約書
- (10) 民間賃貸住宅の賃貸借契約を締結する場合にあっては、重要事項説明書
- (11) 併用住宅にあっては、自己の居住の用に供する部分の面積とその他の部分の面積を示す書類
- (12) 新耐震基準等を満たすことがわかる書類。ただし、次のイ～ハに掲げる事項が確認できる場合には、新耐震基準を満たすものとして、書類の提出は不要とする。

イ 1～3階建てで昭和57年6月以降に竣工

ロ 4～9階建てで昭和58年6月以降に竣工

ハ 10～20階建てで昭和60年6月以降に竣工

(13) その他市長が必要があると認める書類

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、助成の可否を決定し、船橋市親・子世帯近居同居支援事業助成可否決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

（助成金の交付）

第8条 前条の規定による通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該通知後1月以内に、船橋市親・子世帯近居同居支援事業助成金請求書（第4号様式）により、市長に助成金の交付の請求をしなければならない。

2 市長は、前項の規定により請求があった交付決定者には、口座への振込みにより助成金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第9条 市長は、交付決定者が、偽りその他不正な手段によって助成金の交付決定を受けたと認める場合その他相当の理由があると認める場合は、助成金の交付決定を取り消し、又は既に交付した助成金の全部又は一部を返還させるものとする。

2 市長は、前項の規定により助成の交付決定を取り消したときは、船橋市親・子世帯近居同居支援事業助成金交付決定取消通知書（第5号様式）により、交付決定者に通知する。

3 市長は第1項の規定により助成金の返還を求めるときは、船橋市親・子世帯近居同居支援事業助成金返還請求書（第6号様式）により交付決定者に請求するものとする。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表

居住面積水準					
最低居住面積水準：世帯人員に応じて、健康で文化的な住生活を営む基礎として必要不可欠な住宅の面積に関する水準					
① 単身者 25 m ²					
② 2人以上の世帯 10 m ² ×世帯人数+10 m ²					
誘導居住面積水準：世帯人員に応じて、豊かな住生活の実現の前提として多様なライフスタイルに対応するために必要と考えられる住宅の面積に関する水準で次の2区分からなる。					
(1)戸建て住宅型誘導居住面積水準					
25 m ² ×世帯人数+25 m ²					
(2)共同住宅型誘導居住面積水準					
20 m ² ×世帯人数+15 m ²					
■世帯人数別の面積例					
		世帯人数別の住戸専用面積(例)(単位:m ²)			
		単身	2人	3人	4人
誘導居住 面積水準	戸建て住宅型	-	75【75】	100【87.5】	125【112.5】
	共同住宅型	-	55【55】	75【65】	95【85】
最低居住面積水準		25	30【30】	40【35】	50【45】
【】内は3～5歳児が1名いる場合					
注1)上記の式における世帯人数は、3歳未満の者は0.25人、3歳以上6歳未満の者は0.5人、6歳以上10歳未満の者は0.75人として算定する。ただし、これらにより算定された世帯人数が2人に満たない場合は2人とする。					
注2)世帯人数(注1の適用がある場合には適用後の世帯人数)が4人を超える場合は、上記の面積から5%を控除する。					
注3)申請書を受理した時点での年齢で算定する。ただし、出産予定は0歳児として算定する。					